押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)(抄)(第三条関係)・・・・・・・・・・・7	○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令(平成十五年政令第五百Ⅰ	○特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)(抄)(第二条関係)・・・・・・	○鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)(抄)(第一条関係)・・・・・・・	(新旧対照条文一覧)
百八十二	五年政会	•	•	
号)(ア第五百	•	•	
抄	五十四号)	•	•	
第三	号)	•	•	
条関係)	(抄) (第三条関係)	•	•	
•	第三	•	•	
•	条関係	•	•	
•	(所)	•	•	
•	•	•	•	
•	•	•	•	
•	· · · 5	4	•	
7	5	4	1	

$\overline{}$
傍線
部
分
は
改
止
部八
分

二 鉱業権又は租鉱権の登録番号 一 鉱区又は租鉱区の所在地い。	(申請の手続) 第十六条 登録の申請をする者(以下「申請人」という。)は、 申請書に次に掲げる書面を添付して、経済産業大臣に提出しな ければならない。 一 登録の原因について第三者の同意又は承諾を要するときは、 これを証する書面 こ 代理人により登録の申請をするときは、その権限を証する 書面 書面 書面 で、その第三者が申請書に当該同意又は承諾を要する場合において、その第三者が申請書に当該同意又は承諾を要する場合において、その者面を添附することを要しない。	改正案
二 鉱業権又は租鉱権の登録番号 一 鉱区又は租鉱区の所在地に記名押印しなければならない。 (申請書)	(申請の手続) (申請の手続) (申請の手続) (申請の手続) (申請の手続) (申請の手続) (申請の手続) (申請の手続) (申請の手続)	現行

申請 \mathcal{O} 氏名又は名 称及び住

六 五 四 代理人により登録の申請をするときは、 その氏名及び住所

登録 の原因及びその日付

登録 の目的

申請の年月

債権者の 代

のほか、 原因を記載し、 に代位して登録の申請をするには、第十七条各号に掲げる事項 なければならない。 百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により債務者 一十条 申請書に債権者の氏名又は名称及び住所並びに代位の 債権者は、 かつ、これに代位の原因を証する書面を添付 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第四

(登録に 関する書面等の記

するには、 十条 登録をし、 文字を明確に記載しなければならない。 又は申請書その他登録に関する書面を作成

- 2 に字体を残さなければならない。 ならない。その削除に係る文字は、 つたときは、 前項の は、その字数を欄外に記載し、これに押印しなければ登録をする場合において、文字を改め、加え、又は削 なお読むことができるよう
- 3 ものとする。 印しなければ 出する場合について準用する。 前項の規定は とあるのは 項の申請書その他登録に関する書面 この場合において、 記名しなければ」と読み替える 前項中 を提 押

申請 人の氏名又は名称及び住

七六五四 代理人により登録の申請をするときは、 その氏名及び住

登録の原因及びその

登録の目的

申請の年月日

、債権者の代位

第二十条 のほか、 書面を添付しなければならない。 原因を記載して記名押印し、 に代位して登録の申請をするには、 百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により債務者 申請書に債権者の氏名又は名称及び住所並びに代位 債権者は、 (明治二十九年法律第八十九号) かつ、 これに代位の原因を証する 第十七条各号に掲げる事項 \mathcal{O}

(登録に関する書面 等の 記

第四 するには、 十条 登録をし、 文字を明確に記載しなければならない。 又は申請書その他登録に関する書面を作 成

2 その削除に係る文字は、 さなければならない。 その字数を欄外に記載し、これに押印しなければならない。 前項の場合において、 文字を改め、加え、又は削つ なお読むことができるように字体を残 たときは

(新設

信 登録 申 請 手

る事項を記載した書面を添付しなければならない。 信託の登録の申請をするときは、 申請書に次に掲げ

- 受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所
- があるときは、 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め その定め

信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住

受益者代理人があるときは、 その氏名又は名称及び住所との氏名又は名称及び住所

Ŧ. あるときは、 信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託で その旨

あるときは、 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託で その旨

t 条に規定する公益信託であるときは、その旨 公益信託ニ関スル法律 (大正十一年法律第六十二号) 第

信託の目的

信託財産の管理の方法

信託の終了の事由

その他の信託の条項

2 ない。 項のいずれかを記載した書面を添付したときは、同項第一号の 合にあつては、 の氏名又は名称及び住所を記載した書面を添付することを要し 前項の申請において、 (同項第四号に掲げる事項を記載した書面を添付した場 当該受益者代理人が代理する受益者に限る。) 同項第二号から第六号までに掲げる事

(削る)

の登 の申

第六十八条 る事項を記載した書面を添付しなければならない。 信託の登録の申請をするときは、 申請書に次に掲げ

委託者、 受託者及び受益者の氏名又は名称及び住 所

があるときは、その定め 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め

信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住

受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所

五. あるときは、 信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託 その旨

六 信託法第二百五十八条第一 項の受益者の定め 0 ない 信託

あるときは、 その旨

七 条に規定する公益信託であるときは、 公益信託ニ関スル法律 (大正十一年法律第六十二号) その旨

信託の目的

信託財産の管理の 方法

信託の終了の事由

その他の信託の条項

2 受益者 ない。 の氏名又は名称及び住所を記載した書面を添付することを要 合にあつては、 項のいずれかを記載した書面を添付したときは、 前項の申請において、 (同項第四号に掲げる事項を記載した書面を添付した場 当該受益者代理人が代理する受益者に限る。 同項第二号から第六号までに掲げる事 同項第一号の

3 請 人は、 第 項 0 書面に記名押印 しなければならない。

第

傍線	
部分	
は	
改正	
部分	

	3 情帯には、ここ場所の手順が引起し、
ない。 第二十七条 申請書には、次に掲げる事項を記載しなければなら	名し、印を押さなければならない。 第二十七条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記
一 特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当	一 特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当
該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)	該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)
二 登録の目的が特許権以外の権利に関するときは、その権利	二 登録の目的が特許権以外の権利に関するときは、その権利
の表示	の表示
三 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所	三 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
四 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及	四 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及
びその住所又は居所	びその住所又は居所
五 登録権利者が外国人であるときは、その国籍	五 登録権利者が外国人であるときは、その国籍
六 登録の目的	六 登録の目的

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令(平成十五年政令第五百五十四号) 抄 (第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

第七条 石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証) る者は、石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証に、その引きる者は、石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証に、その引き受けようとする石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証に、その引き受けようとする石油天然ガス・金属鉱物資源債券の規定の適用がある石油天然ガス・金属鉱物資源債券の規定の適用がある石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を石油天然ガス・金属鉱物資源債券の銀額 これに次に掲げる事項を記載しなければならない。これに次に掲げる事項を記載しなければならない。これに次に掲げる事項を記載しなければならない。	改正案
第七条 石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証にその引き受る者は、石油天然ガス・金属鉱物資源債券の募集に応じようとする者は、石油天然ガス・金属鉱物資源債券の数及び住所をけようとする石油天然ガス・金属鉱物資源債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある石油天然ガス・金属鉱物資源債券の人でにおいて「振替石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座(これに次に掲げる事項を記載しなければならない。これに次に掲げる事項を記載しなければならない。これに次に掲げる事項を記載しなければならない。これに次に掲げる事項を記載しなければならない。これに次に掲げる事項を記載しなければならない。	現行

号 岩集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商	場合の措置	十 応募額が石油天然ガス・金属鉱物資源債券の総額を超える	追	九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である	八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨	七 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行の価額
号 - 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商	場合の措置	十 応募額が石油天然ガス・金属鉱物資源債券の総額を超える	NITE CONTROL OF THE C	九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である	八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨	七 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行の価額

傍線
部分
は
改正
部分
$\overline{}$

(中小企業基盤整備債券の入証に記載しなければならない。 2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある中小企業基盤整備債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載備債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載備債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載備債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載がる事項を記載しなければならない。 3 中小企業基盤整備債券の総額 一 中小企業基盤整備債券の総額 三 各中小企業基盤整備債券の総額 三 各中小企業基盤整備債券の名称 二 中小企業基盤整備債券の名称 一 中小企業基盤整備債券の名称 一 中小企業基盤整備債券の名称 一 中小企業基盤整備債券の省率 四 中小企業基盤整備債券の省額	改正案
(中小企業基盤整備債券の募集に応じようとする者は、 第十二条 中小企業基盤整備債券の募集に応じようとする者は、 中小企業基盤整備債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記 名押印しなければならない。 2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五 号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある中小企業基盤整備債券(次条第二項において「振替中小企業基盤整備債券の上でいう。)の規定の適用がある中小企業基盤整備債券の上ではおいて「振替中小企業基盤整備債券の金額 中小企業基盤整備債券の名称 一 中小企業基盤整備債券の名称 三 各中小企業基盤整備債券の名称 二 中小企業基盤整備債券の名称 二 中小企業基盤整備債券の名称 一 中小企業基盤整備債券の名称 一 中小企業基盤整備債券の省	現行

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号	No.	九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である	八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨	七 中小企業基盤整備債券の発行の価額
十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号	Ú⊟	九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である	八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨	七 中小企業基盤整備債券の発行の価額